

第4次訓子府町行政改革大綱

(平成19年3月策定)

訓 子 府 町

目	次
はじめに	
1 これまでの町行政改革の推移	1
2 行政改革の必要性	1
3 行政改革の取り組み	2
第1 基本方針	3
第2 具体的方針及び当面の措置事項	4
1 地方公共団体の担うべき役割の重点化	4
(1) 事務事業の見直しと整理合理化	4
(2) 事務手続きの簡素化	5
(3) 民間委託の推進	5
(4) 指定管理者制度の活用	5
(5) 地域協働の推進	5
(6) 上下水道の経営健全化	5
2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織	5
3 定員管理及び給与の適正化等	5
(1) 定員管理の適正化	6
(2) 給与の適正化	6
(3) 臨時職員の適正配置	6
4 人材育成の推進	6
(1) 総合的な人材育成基本方針の策定	6
(2) 職員の能力向上のための研修計画の策定と実施	6
5 電子自治体の推進	7
6 公正の確保と透明性の向上	7
7 自主的・自律性の高い財政運営の確保	7
(1) 経費の節減合理化等財政の健全化	7
(2) 補助金等の整理合理化	8
8 公共施設	8
9 公共工事	8
10 広域行政	8
11 町議会	8
用語の説明	9

はじめに

1 これまでの町行政改革の推移

昭和61年の第1次行政改革大綱策定以降、バブル経済崩壊後の長期経済低迷期の平成9年に第2次行政改革大綱、地方分権一括法施行後の平成13年に第3次行政改革大綱を策定し、社会経済の変化に対応した組織、行政の効率化に積極的に取り組んできている。

一方では国が進める三位一体改革により、歳入の多くを依存している地方交付税、国庫補助金が大きく減少し極めて厳しい財政運営を余儀なくされている。

こうしたなか、町民に身近な社会資本の維持整備、総合的な地域福祉政策の充実などの行政需要に的確に対応し、第1次、第2次行政改革大綱を踏まえ概ね次の事業を実施してきた。

- (1) 事務事業の見直し
- (2) 組織・機構関係
- (3) 外郭団体関係
- (4) 定員及び給与関係
- (5) 人材育成・確保関係
- (6) 行政の情報化等行政サービスの向上関係
- (7) 公正の確保と透明性の向上関係
- (8) 経費の節減合理化等財政の健全化関係
- (9) 会館等公共施設関係
- (10) 公共工事関係
- (11) 広域行政関係

2 行政改革の必要性

行政改革は国、地方を通じての国民的課題であり、世論の体勢も行政全般の一層の合理化を求めている。また、平成18年には地方分権改革推進法が制定され、分権型社会システムへの転換が求められている。

本町においては、少子高齢化社会の本格到来、住民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に対応する新たな行財政運営の確保が必要である。

このため、簡素で効率的な行政を実現するという行政改革の理念を常に認識し、町民の福祉向上と地域社会の活性化を図っていくことが町の重要な課題である。

3 行政改革の取り組み

今後の行政改革を進めるため平成18年11月20日に庁内に訓子府町行政改革推進本部を設置し11項目の素案を作成し、平成19年1月23日に15名の民間有識者で構成される訓子府町行政改革推進委員会を設置し11項目の素案に対し意見を求めた。

行政改革を確実に進めていくため具体的な計画策定の際に広く住民の意見を反映させ、行政改革推進本部による実施状況の把握はもとより、住民の理解と協力を得るため実施計画及び進捗状況について広報等が必要である。

そのためにも、第4次行政改革の実施内容の透明性の確保に努めることが必要である。

第1 基本方針

- 1 訓子府町は、平成13年7月策定の第3次訓子府町行政改革大綱に基づき事務事業の見直し、組織機構の簡素合理化、定員管理の適正化、経費の節減合理化、補助金の整理合理化、行政サービスの向上等行政改革の推進に鋭意努力してきたところである。

しかし、過疎化、少子高齢化の進行による人口減少等、財政状況が厳しい中で行政が中心となって地域の様々な力を結集し、行政自らが担う役割を重点化した「新しい公共空間」を形成することと、住民の負担と選択に基づく地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システム^①に転換していくことが求められている。

本町においては、多様化する行政需要に対応し簡素で効率的な組織機構を構築し、情報公開による住民への説明責任の徹底を図り行政経費の節減に努めなければならない。また、住民本意の質の高い行政サービスの実現のため「私たちができることは私たちで」を基本とした協働のまちづくりを進めるものとする。

- 2 この行政改革大綱の基本項目は、次の11項目とする。

- (1) 地方公共団体の担うべき役割の重点化
- (2) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織
- (3) 定員管理、給与の適正化
- (4) 人材の育成の推進
- (5) 電子自治体の推進
- (6) 公正の確保と透明性の向上
- (7) 自主性・自立性の高い財政運営の確保
- (8) 公共施設
- (9) 公共工事
- (10) 広域行政
- (11) 町議会

3 この行政改革は、今後推進する行政の基本項目について、具体的方針及び当面の措置事項のほか、検討課題についても定めるものとし、より具体的事項については、行政改革推進本部において事項別推進計画を作成し推進していくものとする。

なお、今後新たに生じる課題、大綱に盛り込まれていない事項については、本大綱の趣旨を踏まえて取り組んでいくものとする。

第4次行政改革大綱推進期間

平成19年度～平成23年度 5年間

4 行政改革の取り組みにあたっては、住民の福祉向上と行政サービスの確保に十分に配慮しながら、町議会をはじめ関係機関団体並びに住民各層の理解と協力を得ながら推進するものとする。

5 行政を担う職員は、これまで以上に「最少の経費で最大の効果」を上げるよう努力し、常に社会情勢の動向を把握し、これに対する問題意識と公務員としての自覚を持って積極的に行政事務に取り組む姿勢が必要である。

また、職員は、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、積極的に自己研鑽に励み、執務意欲の増進に努めるものとする。

第2 具体的方針及び当面の措置事項

1 地方公共団体の担うべき役割の重点化

公共的サービスは、「私たちにできることは私たちで」という基本的な考えに立って、これまで行政が主として提供してきた公共サービスを地域において住民団体、企業等の多様な主体が提供する仕組みを検討する。また、既存の事務事業については計画策定⇒実施⇒検証⇒見直しのサイクルに基づき不断の点検を行い効率的な事務事業の実施を図る。

(1) 事務事業の見直しと整理合理化

- ① 全ての事務事業を行政が担う必要性の有無、実施主体のあり方について事務事業の内容及び性質に応じて仕分けし検討する。
- ② 行政の責任分野や経費負担のあり方を見直すとともに、行政関与の必要性などを吟味し、事務事業の改善合理化を図る。
- ③ 事務事業を点検し、投資効果の小さい事業は縮減・廃止を検討する。
- ④ 新規事業は投資効果・後年度負担等を十分検討し、その方向性を見極める。
- ⑤ 各部門間の連携・強調を強め、事務事業の円滑な推進を図る。

(2) 事務手続きの簡素化

① 平成9年施行の行政手続条例に基づき許認可等事務手続きの簡素化や処理日数の短縮を図る。

(3) 民間委託等の推進

① 事務・事業全般にわたり、メリットが生じるよう共同事務の集約化、他団体との事務の共同実施、委託実施期間の複数年度化など組織規模に合った委託の可能性を検討する。

② 民間の発想や手法の導入による地域振興の推進を図る。

(4) 指定管理者制度の活用

① 公の施設の管理については、行政としての関与の必要性、民間事業者の指定管理者による管理について検証する。

(5) 地域協働^②の推進

① 地域課題やニーズに対応した簡素で効率的な行政を実現する観点から、住民や住民が参加する団体などが公共的サービスを提供する取り組みを支援するとともに各種団体の連合組織との連携を図る。

② 地域協働を実践するため、職員意識改革や勤務体制などの整備を図る。

(6) 上水道事業の経営健全化

① より一層の計画性、透明性の高い企業経営を推進するため、中期経営計画の策定、業績評価の実施、積極的な情報開示の取り組みを進める。

2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

新たな行政課題や住民の多様なニーズ、北海道からの権限移譲等に対応するため、常に組織、機構の見直しを行い、時代に即応した合理的かつ簡素で機能的な組織機構の構築を図る。

① 政策、施策、事務事業について不断に正当性の検証を行い、簡素で効率的な組織・機構の見直しを図る。

② 高齢化、国際化、少子化、情報化、地方分権、環境保全、自然災害などの特定課題に的確に対応できる柔軟な組織、グループ体制を検討する。

③ 行政各部門の業務内容を点検し、政策、施策、事務事業のまとまりや地域などに対応した課室体制とし、住民サービス重点の事務配分を図る。

3 定員管理及び給与の適正化等

定員管理については、社会経済情勢の変化等をふまえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を見直しながら適正な管理を推進する。

また、職員給与については業務の性格や内容をふまえ、住民の理解が得られるよう引き続き適正化に努める。

(1) 定員管理の適正化

- ① 事務事業の整理、組織の合理化を進め適正な職員配置を推進する。
- ② 指定管理者導入、民間委託の推進、地域協働の取り組みなどを通じ職員数の抑制を推進する。
- ③ 将来の職員年齢構成や分野別職員数を分析し、定員適正化計画を策定する。

(2) 給与の適正化

- ① 職員給与は、住民の理解が得られるよう、給与制度、運用、水準の適正化を推進する。
- ② 定員、給与等の人事行政運営の状況は、引き続きわかりやすい公表に努める。
- ③ 特殊勤務手当等の諸手当は、支給のあり方を総合的に点検し他の地方公共団体との均衡など実態を考慮しつつ見直しを図る。

(3) 臨時職員の適正配置

- ① 事務事業の見直しによる適正な配置に努め、雇用の適正化を図る。

4 人材育成の推進

地方分権など行政環境の変化に的確に対応するためには、行政の担い手である職員の幅広い視野と判断力、柔軟な思考力と創造力、高度な専門性などが要請されていることから、今後とも職員の能力開発、人材育成のため、職員研修の充実強化をより一層積極的に推進する。

(1) 総合的な人材育成基本方針の策定

- ① 職員の適正配置と、専門職員の育成を推進する。
- ② 人材育成の観点に立った人事管理、職場風土や仕事の推進プロセス改善を行い総合的な人材育成を図る。
- ③ 町政全般にわたる事務改善、職場活性化、事業興しなどの職員提案制度を確立し、職員の意欲、資質向上を図る。
- ④ 人材育成のため、国・道または市町村等との相互派遣交流を推進する。

(2) 職員の能力向上のための研修計画の策定と実施

- ① 職員研修については、研修に関する基本的な方針により引き続き推進する。
- ② 庁内研修の実践を図るとともに、職員による自主研修・自主研究を促進する。
- ③ 職員の幅広い見識を養うため、国内外への研修を促進する。

5 電子自治体の推進

個人のプライバシー保護と情報セキュリティを確立し、行政手続のオンライン化、アウトソーシングの推進、住民基本台帳ネットワークシステム、総合行政ネットワーク（LGWAN）などの利活用を推進します。

- ① 北海道が推進するHARP構想^③など自治体電子業務の標準化・共同化の進捗状況を把握し、本町としての最適な業務・システムを構築することを検討する。
- ② 自治体電子業務の運用を「アウトソーシング」^④で検討するなど、低廉なコストで高い水準の運用が出来るよう取り組みを進める。
- ③ ファックス及びインターネット等の情報提供により、施設利用の拡大を図る。

6 公正の確保と透明性の向上

自己決定権の拡大に伴い、住民への説明責任を果たし議会や住民等の監視のもとに公正の確保と透明性の向上を図る。

- ① 住民への説明責任と情報共有を図るため、平成16年度に施行された情報公開条例に基づき情報公開に努める。
- ② 事務事業評価システムの構築に向け、引き続き検討を進める。
- ③ 住民意思の把握のため、引き続き広聴活動を推進し広報誌の内容充実に努めるとともに、パブリックコメント手続制度^⑤の導入について検討する。

7 自主的・自律性の高い財政運営の確保

経費全般にわたって徹底的な見直しを行い、その節減合理化を図り自主財源の確保と受益者負担の適正化のため、使用料等の見直しや町税等の徴収率の向上及び滞納整理に努める。

また、経常経費を抑制するため、行政改革大綱等を踏まえ自主的かつ計画的な財政構造の改善を図る。

(1) 経費の節減合理化等財政の健全化

- ① 財政状況を分析し事務事業の見直しを行うことにより、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図る。
- ② 住民に対し、財政状況が総合的に把握できるような情報を引き続きわかりやすく提供する。
- ③ 税源移譲、税負担の公正確保を踏まえ、町税・使用料等の徴収業務一元化の検討と徴収率の一層の向上に努める。
- ④ 使用料、手数料は3年毎の見直しに併せ、近隣市町の状況などを把握し料金の適正化を図る。

(2) 補助金等の整理合理化

- ① 様々な団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等を検証し、整理合理化を図る。
- ② 補助金等の終期の設定や不断の見直しなど、住民等に対する説明責任を果たしながら計画的に廃止、縮減を図る。
- ③ 諸団体の事務局は自主運営が基本であり、そのための指導育成を図る。
- ④ 扶助費については、近隣市町の実態を把握し見直しを図る。

8 公共施設

厳しい財政環境への対応のため公共施設の有効利用と既存施設の活用を推進するとともに、公共施設等の維持管理業務についてより一層の効率化を図るため指定管理者制度の導入を検討する。

- ① 公共施設の建設等にあたっては、既存施設の有効活用を前提とし、改築する場合も機能の複合化を検討しながら進める。
- ② 公共施設の維持管理業務は、指定管理者制度を導入することを基本に集中管理体制による効率化を検討する。
- ③ 未利用財産の地域への譲渡または売り払いを検討する。

9 公共工事

公共工事の実施にあたっては、コスト縮減に努めるとともに入札の透明性と公平性の確保に努める。

- ① 公共工事の実施にあたっては、適正価格等によりコストの縮減を図る。
- ② 公共工事の入札、契約については、引き続き発注見通し、入札予定価格の事前・事後公表に努め、更なる適正化に資する取り組みを進める。

10 広域行政

広域的な見地に立って、企画・調整・処理することが適切な事務事業については、積極的に広域圏等での実施を推進する。

- ① 広域処理が適切な事務事業については積極的に推進する。
- ② 市町村合併等に関する研究会を組織し検討する。

11 町議会

地方分権の進展に伴い、町議会の果たすべき役割が増大しており、これらを踏まえた議会運営がなされるよう要請する。

用語の説明

① 分権型社会システム

地域住民自らが身のまわりの課題に関することについて決定することができる社会のこと。

② 地域協働

地域において行政、住民、企業などの複数の主体が同じ目的のため目標を共有し、ともに力をあわせて活動すること。

③ HARP構想

今後の電子自治体システム構築に向け、利便性の向上と高品質なシステムを効率よく構築できるよう北海道が推進している「北海道電子自治体プラットフォーム」構想のこと。

また、プラットフォームとは、電子自治体の共通基盤の共同構築、共同利用のこと。

※ Harmonized Applications Relational Platform の頭文字をとっています。

④ アウトソーシング

地方自治体が行う業務の一部を専門企業に外部委託すること。

⑤ パブリックコメント手続制度

行政機関が政策の立案の際、住民にその案を公表し、広く意見や情報を提出していただく機会を設け、行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う。